

都営住宅畳工事共通仕様書 追補版

凡例：_____下線部が追加・変更箇所

1 現行の通り

2 届出書類等

- (1) 監督員に書面を提出する場合は、別に定める「受注者等提出書類処理基準・実施細目」（東京都住宅政策本部）により行う。ただし、これに定めのないものは、監督員の指示による。

共通仕様書において書面により行わなければならないこととされている「監督員の承諾」、「監督員の指示」、「監督員と協議」、「監督員に報告」及び「監督員に提出」については、電子メール、情報共有システム（情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。）等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。

- (2) 現行の通り

- (3) 官公署その他への届出手続等

工事の着手、施工及び完了に当たり、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第88条第1項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。

3 現行の通り

4 工事实績情報システム（コリンズ）の登録

現行の通り

以降、現行の通り

都営住宅畳工事共通仕様書(追補版)(令和8年4月1日)

| 改定 (案) | 現 行 | 改定理由 |
|--|---|--|
| <p>1 現行の通り</p> <p>2 届出書類等</p> <p>(1) 監督員に書面を提出する場合は、別に定める「受注者等提出書類処理基準・実施細目」(東京都住宅政策本部)により行う。ただし、これに定めのないものは、監督員の指示による。</p> <p>共通仕様書において書面により行わなければならないこととされている「監督員の承諾」、「監督員の指示」、「監督員と協議」、「監督員に報告」及び「監督員に提出」については、電子メール、<u>情報共有システム(情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。)</u>等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。</p> <p>(2) 現行の通り</p> <p>(3) 官公署その他への届出手続等</p> <p>工事の着手、施工及び完了に当たり、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第88条第1項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。</p> <p>3 現行の通り</p> <p>4 工事实績情報システム(コリンズ)の登録</p> <p>現行の通り</p> <p>以降、現行の通り</p> | <p>1 略</p> <p>2 届出書類等</p> <p>(1) 監督員に書面を提出する場合は、別に定める「受注者等提出書類処理基準・実施細目」(東京都住宅政策本部)により行う。ただし、これに定めのないものは、監督員の指示による。</p> <p>共通仕様書において書面により行わなければならないこととされている「監督員の承諾」、「監督員の指示」、「監督員と協議」、「監督員に報告」及び「監督員に提出」については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 官公署その他への届出手続等</p> <p>工事の着手、施工又は完了に当たり、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第88条第1項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。</p> <p>3 略</p> <p>4 工事实績情報の登録</p> <p>略</p> | <p>標準仕様書の改定に伴う修正</p> <p>財務局特記仕様書の改定に伴う修正</p> <p>財務局特記仕様書の改定に伴う修正</p> |